

令和8年度
就学援助制度のご案内

明和町では、町内の小学校・中学校に通うお子さんがいる経済的にお困りのご家庭に、学校で必要な費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。



～援助を受けることができるのは～

令和8年度に、町内の小学校・中学校に通うお子さんがいるご家庭で、生活保護世帯に準ずるほど生活に困窮しており、特に必要と認められる保護者

※生活保護基準額の見直しに伴い、認定基準を変更する可能性があります。

《参考》 明和町の所得基準額目安

※下記の基準は世帯の人数や年齢などによって異なりますので目安にしてください。

世帯構成	所得額
2人世帯：父（35歳）、子（小1）	170万円以下
3人世帯：父（35歳）、母（35歳）、子（小1）	230万円以下
4人世帯：父（35歳）、母（35歳）、子（中1）、子（小1）	290万円以下

書類
で申請

■提出書類

令和8年度就学援助受給申請書兼委任状

■提出場所

明和町役場教育課

■受付時間

午前9時～午後4時30分
(土日祝を除く)

オンライン
で申請

■URL

<https://logoform.jp/form/YEKu/1233535>

■二次元コード



■受付期間

令和8年2月2日（月）～令和8年4月30日（木）

※5月1日以降も随時受け付けますが、申請月分からの支給となります。

※申請は毎年度必要です。継続して支援を希望される場合も改めて申請してください。

申請する前に

税の申告はしていますか？

税の申告がされていない方は審査ができませんので、必ず申告を行ってください。

所得がない方（被扶養者を除く）も、所得がない旨の申告をしてください。

令和8年1月1日時点で明和町在住でしたか？

令和8年1月1日以降に、明和町に転入された方は、転入前に住民登録をしていた市区町村にて所得証明書の交付を受けて添付してください。

申請後に、住所や氏名が変更になった・振込口座を変更したい・生活保護の受給が開始した・世帯状況が変更になった場合などは、速やかにご連絡ください。

～援助費目について～

《参考》 令和7年4月認定の援助額

単位：円/年

学年	給食費	学用品費等	新入学用品費	校外活動費	修学旅行費	オンライン学習通信費
小1		11,630	57,060		—	
小2～小5	49,500	13,900	—	実費 (上限1,600 円まで)	—	
小6		—	—		実費	1世帯につき 15,000
中1		22,700	63,000		—	
中2	56,100	—	—	実費 (上限2,320 円まで)	—	
中3	51,000	25,000	—		実費	

※新入学学用品費は、4月末までに就学援助を申請された方に限ります。

（入学までに支給を受けた1年生、5月以降に申請された方は、支給対象にはなりません。）

※修学旅行費や校外活動費の支給は、各活動が実施されるまでに就学援助を申請された方に限ります。

■認定基準に基づき審査を行います。提出物が必要な場合は、別途連絡します。

■令和8年度の審査結果は、6月下旬に通知を発送します（新入学学用品費の支給については、2月中に申請された方は3月初旬に通知）。6月以降に申請の場合は、随時通知します。



令和8年4月にお子さんが 小学校・中学校に入学される方へ

入学前に、新入学用品費（入学準備金）の支給を受けることができます。
明和町にお住まいで、令和8年4月に明和町立の小学校・中学校に入学する
お子さんがいるご家庭の方が対象です。

令和8年2月27日（金）までに申請書をご提出いただき、認定された
場合、3月中に支給します。